



埼玉県報

第321号
令和4年(2022年)
6月21日
火曜日

目次

告示

- 令和4年度地籍調査事業計画の決定（土地水政策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の一部解除（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 株木用土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県告示第577号の取消し（教委・財務課）
- 運転免許ファイリングシステム用サーバ等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 埼玉県警察テレワークシステムの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- セキュリティ対策ソフト管理サーバの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 掛敷布団用簡易カバーの購入（単価契約）に関する入札公告（会計課）
- 録音・録画装置（設置型）に関する入札公告（会計課）
- 県道東大久保ふじみ野線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道東大久保ふじみ野線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道羽生妻沼線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第六百四十三号

令和四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
さいたま市	針ヶ谷第三	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
川越市	古谷第一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
川越市	南古谷第六	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
川越市	高階第四	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生五	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡八	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
川口市	中央五	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
川口市	中央七	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
川口市	横曽根一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
川口市	横曽根二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
秩父市	神岡第六	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
秩父市	落合第一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで

飯能市	飯能市	青木第二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
飯能市	飯能市	中山第一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
加須市	加須市	麦倉五	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
加須市	加須市	柳生一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
本庄市	本庄市	本庄一丁目二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
本庄市	本庄市	銀座二丁目外第一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
東松山市	東松山市	東松山十六	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
狭山市	狭山市	狭山第五十六	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
狭山市	狭山市	狭山第五十七	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
深谷市	深谷市	深谷第四十二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
深谷市	深谷市	深谷第四十三	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
越谷市	越谷市	越谷第六―五	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
久喜市	久喜市	菖蒲六	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
日高市	日高市	日高第四十五―二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
伊奈町	伊奈町	大字小室三	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで

小川町	青山三	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
小川町	青山四	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
ときがわ町	西平一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
ときがわ町	西平二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
横瀬町	拾壹番	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
横瀬町	横瀬一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野三	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
東秩父村	御堂一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
東秩父村	御堂二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
東秩父村	御堂三	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
神川町	阿久原十二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
神川町	阿久原十三	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六百四十四号

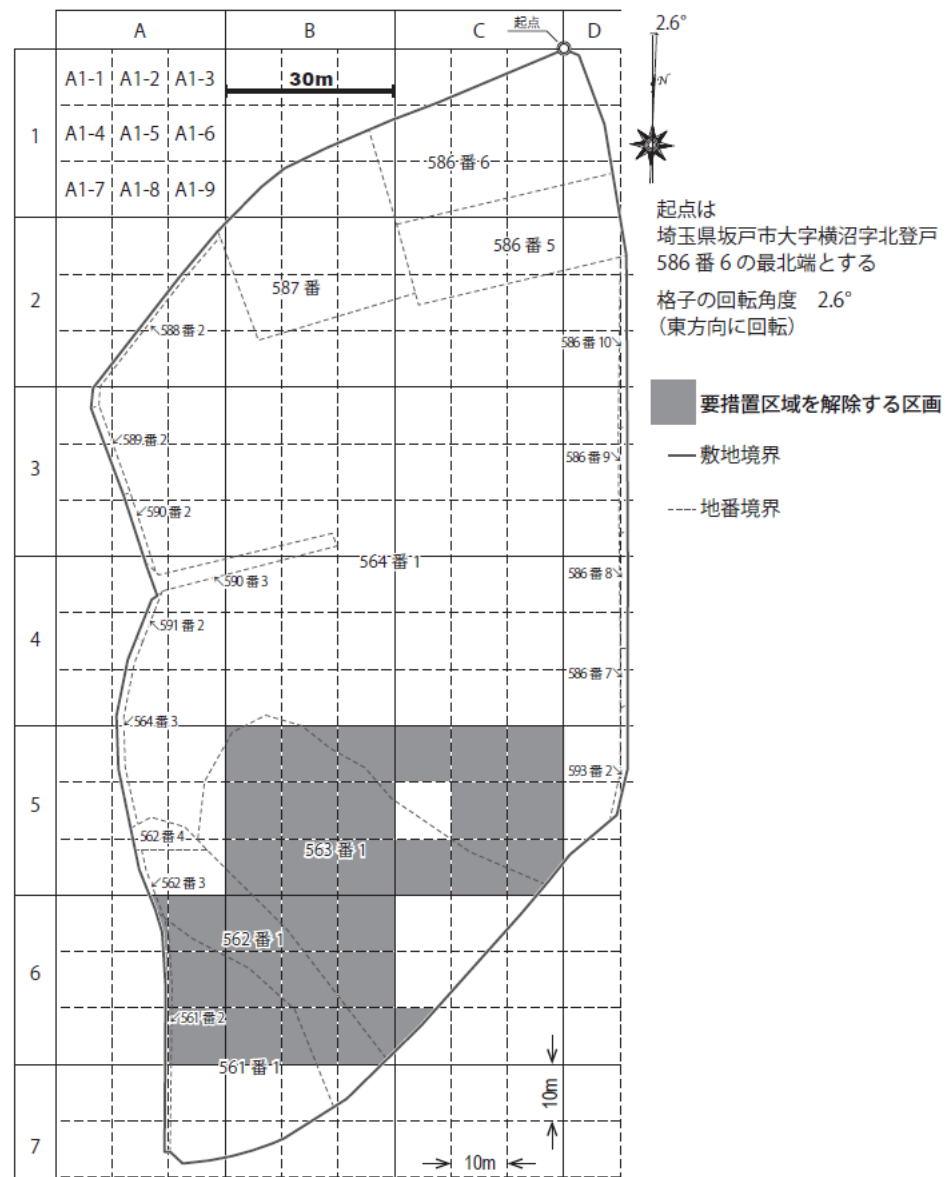
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和四年埼玉県告示第五百六十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県坂戸市大字横沼字北登戸五百六十一番一の一部、五百六十一番二の一部、五百六十二番一の一部、五百六十二番三の一部、五百六十三番一の一部、五百六十四番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた実施措置
なし

別紙



告示

埼玉県告示第六百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー秩父大野原店

埼玉県秩父市大字大野原六百八十二外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三四二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二二〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 三四七平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 三六九平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ヤオコー 午前九時から翌午前零時

株式会社大創産業、株式会社マツモトキヨシ 午前九時から午後

十時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十分から翌午前零時二十分（屋上駐車場は午後十時）

（変更後）午前八時四十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前二時から午後十時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和四年八月二日外

二 届出年月日

令和四年六月十日

二 縦覧期間

令和四年六月二十一日から令和四年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年六月二十一日から令和四年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百四十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市荒川贄川字三ツ沢一三八八番六、一三八九番三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

告 示

埼玉県告示第六百四十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―二〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市北辻字宮前百四十二番地一 他二十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四十一・五九二立方メートル

告 示

埼玉県告示第六百四十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―五一―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字上富字中東百六十三―六 他七十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百八十八・七六立方メートル

告 示

埼玉県告示第六百五十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県越谷市南越谷一丁目二十二番地五

有限会社クロス企画

二 取消年月日

令和四年六月十六日

告 示

埼玉県告示第六百五十一号

令和四年埼玉県告示第五百七十七号（埼玉県立春日部高等学校ほか二校で使用する電気に関する入札公告）は、取り消す。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

運転免許ファイリングシステム用サーバ等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年5月13日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

206,373,860円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年3月29日

告 示

埼玉県告示第六百五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県警察テレワークシステムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年5月13日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

451,811,360円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年3月29日

告 示

埼玉県告示第六百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

セキュリティ対策ソフト管理サーバの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年5月13日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

96,327,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年3月29日

告 示

埼玉県告示第六百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

掛敷布団用簡易カバーの購入（単価契約） 570,000枚

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部警備部危機管理課長の指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（見積もった契約単価に執行予定数量を乗じて得た金額）の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとするサンプル品及び物品のカタログ又は仕様を満たすことが証明できる書類（製造メーカーが発行する適合証明書等）を、令和4年8月3日（水）午後5時までに次の場所に郵送又は持参し、審査の結果当該物品を納入

することができるものと認められた者であること。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 埼玉県警察本部
新型コロナウイルス感染症対策本部 電話048-832-0110 内線6564

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 村田 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

上記(2)アの交付方法により交付する。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年8月10日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年8月9日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年8月10日（水）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和4年8月10日（水）午前10時35分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年8月3日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 4 年 7 月 5 日 (火) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Purchase of Simplified Comforter/Mattress Covers
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. August 10, 2022 By mail; 5:00 p.m. August 9, 2022 In person; 10:30 a.m. August 10, 2022
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告 示

埼玉県告示第六百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

録音・録画装置（設置型） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部刑事総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 村田 電話048-832-0110 内線2248

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
刑事部刑事総務課指導第二係 電話048-832-0110 内線4046

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年8月5日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年8月4日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年8月5日（金）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和4年8月5日（金）午前10時35分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年8月1日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年7月5日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Purchase of (roof-mounted) Video Recording Devices

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. August 5, 2022 By mail; 5:00 p.m. August 4, 2022 In person; 10:30 a.m. August 5, 2022

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2248

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年六月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類 県道

二 路線名 東大久保ふじみ野線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
老丁田一二六三番二地先まで 六三番二地先から同市駒林字 ふじみ野市駒林字老丁田一二		区 間
一四・二〇〃 一五・五〇	一四・二〇〃 一四・二〇	敷地の幅員 (メートル)
二四・五〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年六月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	東大久保ふじみ野線
供用開始の区間	ふじみ野市駒林字壱丁田一二六三番 二地先から同市駒林字壱丁田一二六 三番二地先まで
供用開始の期日	令和四年六月二十一日
備 考	令和四年六月二十一日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第十三号で告示した道路予 定区域の供用開始である。延 長二四・五〇メートル

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年六月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒井 敦司

路線名	羽生妻沼線
供用開始の区間	行田市大字北河原字中野二二八三番一地 先から 同市大字北河原字中野二二六七番一地先 まで
供用開始の期日	令和四年六月二十一日
備考	令和二年十二月十八日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第十二号で告示した道路予定区域の供用開始であ る。延長一〇九・二〇メートル

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年六月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

羽生外野栗橋線	路線名
羽生市東三丁目三三番五地先から 同市大字稲子字塚原二七番地先まで	供用開始の区間
令和四年六月二十一日	供用開始の期日
令和元年七月十九日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示 第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一 二五・〇〇メートル	備考

告示

埼玉県選管告示第四十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和四年六月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

日 時	場 所	議 題
令和四年 六月二十二日(水) 午後七時	選挙管理委員会室	1 第二十六回参议院議員通常選 挙について 2 その他
令和四年 六月二十三日(木) 午後六時	選挙管理委員会室	1 第二十六回参议院議員通常選 挙について 2 その他